奈良県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第十九号

奈良県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県中小企業高度化資金貸付規則

第一条中「中小企業者の事業の共同化、工場の集団化その他中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓」を「中小企業者の行う他の事業者との連携又は事業の共同化、中小企業の集積の活性化に寄与する事業等」に、「中小企業高度化資金等」を「中小企業高度化資金」に改める。

第二条各号を次のように改める。

一　中小企業者　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「法」という。）第二条第一項各号のいずれかに該当する者をいう。

二　特定中小事業者　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号。以下「施行令」という。）第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者をいう。

三　特定中小企業団体　施行令第二条第一項第二号イに規定する特定中小企業団体をいう。

四　特定会社　施行令第二条第二項第一号に規定する特定会社をいう。

五　一般社団法人等　施行令第二条第二項第一号に規定する一般社団法人等をいう。

六　商工会等　施行令第二条第二項第一号に規定する商工会等をいう。

七　経営革新計画承認グループ事業　施行令第二条第一項第一号イに掲げる事業のうち、経営革新のための事業をいう。

八　異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業　施行令第二条第一項第一号イに掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓のための事業をいう。

九　下請振興事業計画承認グループ事業　施行令第二条第一項第一号ロに掲げる事業をいう。

十　総合効率化計画認定グループ事業　施行令第二条第一項第一号ハに掲げる事業をいう。

十一　施設集約化事業　次のいずれかの事業をいう。

ア　施行令第二条第一項第二号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号。以下「省令」という。）第二十八条第一項第一号イの要件を満たすもの

イ　施行令第二条第一項第二号ロに掲げる事業のうち、省令第二十九条第一項第一号イの要件を満たすもの

ウ　施行令第二条第一項第二号ハに掲げる事業のうち、省令第三十条第一項第一号に該当するもの

エ　施行令第二条第一項第二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第一号に該当し、かつ、同条第二項第一号イの要件を満たすもの

オ　施行令第二条第一項第二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第二号に該当するもの

十二　連鎖化事業　次のいずれかの事業をいう。

ア　施行令第二条第一項第二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号ロの要件を満たすもの

イ　施行令第二条第一項第二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第一号に該当し、かつ、同条第二項第一号ロの要件を満たすもの

十三　共同施設事業　次のいずれかの事業をいう。

ア　施行令第二条第一項第二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号ハの要件を満たすもの

イ　施行令第二条第一項第二号ロに掲げる事業のうち、省令第二十九条第一項第一号ロの要件を満たすもの

十四　経営改革事業　次のいずれかの事業をいう。

ア　施行令第二条第一項第二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号ハの要件を満たすものであつて、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの（特定中小企業団体が当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せ

て取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを含む。）

イ　施行令第二条第一項第二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第三号に該当するものであつて、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの（特定中小企業団体が当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを含む。）

十五　設備リース事業　施行令第二条第一項第二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号ハの要件を満たすものであつて、特定中小企業団体の組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に買取予約付きで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理施設を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを除く。）をいう。

十六　企業合同事業　次のいずれかの事業をいう。

ア　施行令第二条第一項第二号ハに掲げる事業のうち、省令第三十条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当するもの

イ　施行令第二条第一項第二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第四号から第八号までのいずれかに該当するもの

ウ　施行令第二条第一項第二号ホに掲げる事業のうち、省令第三十二条の要件を満たし、かつ、省令第三十三条の基準に適合するもの

十七　集団化事業　施行令第二条第一項第三号に掲げる事業をいう。

十八　集積区域整備事業　施行令第二条第一項第四号に掲げる事業をいう。

十九　地域産業創造基盤整備事業　施行令第二条第二項第一号に掲げる事業をいう。

二十　商店街整備等支援事業　施行令第二条第二項第二号に掲げる事業をいう。

二十一　地域産業創造基盤整備活性化事業　過去に地域産業創造基盤整備事業を行つた特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するために、又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業をいう。

二十二　商店街整備等活性化支援事業　過去に商店街整備等支援事業を行つた特定会社、一般社団法人等又は商工会等が中小企業者の経営環境の変化に対応するために、又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業をいう。

第三条第一項中「中小企業者」を「中小企業者等」に、「中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、及び設置するのに必要な資金（以下「中小企業高度化資金」という。）」を「中小企業高度化資金」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「、貸付対象、貸付金の限度額、貸付金の利率、償還期限及び据置期間」を「及び貸付対象」に改め、同項の表を次のように改める。

種　類	貸付対象者	貸付対象
一　経営革新計画承認グループ資金	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第九条第一項に規定する中小企業者等	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）、構築物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備
二　異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ資金	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業新事業活動促進法第十一条第一項に規定する中小企業者	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
三　下請振興事業計画承認グループ資金	下請振興事業計画承認グループ事業を行う中小企業者	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
四　総合効率化計画認定グループ資金	総合効率化計画認定グループ事業を行う流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法	総合効率化計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備

		律（平成十七年法律第八十五号）第二条第十一号に規定する中小企業者
五	施設集約化資金	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は合併会社若しくは出資会社	施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
六	連鎖化資金	連鎖化事業を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会又は出資会社	連鎖化事業の用に供する本部施設である共同施設の土地、建物、構築物又は設備
七	共同施設資金	共同施設事業を行う特定中小企業団体又は企業組合若しくは協業組合	共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
八	経営改革資金	経営改革事業を行う特定中小企業団体又は出資会社	経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
九	設備リース資金	設備リース事業を行う特定中小企業団体	設備リース事業の用に供する設備
十	企業合同資金	企業合同事業を行う合併会社又は出資会社	企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
十一	集団化資金	集団化事業を行う事業協同組	集団化事業の用に供する共

合若しくは協同組合連合会又は当該事業協同組合等の組合員若しくは所属員である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合		
同施設又は団地組合の組合員等の事業の用に供する施設である土地、建物、構築物又は設備（組合員等の事業の用に供する設備にあつては、組合員等である特定中小事業者等の事業の共同化に著しく寄与する設備又は当該団地組合及びこれらの組合員等の出資に基づいて設立された組合員等である会社の事業の用に供するものに限る。）		
	十二　集積区域整備資金	
	集積区域整備事業を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつて、その直接若しくは間接の構成員たる事業者の三分の二以上が中小事業者であるもの又はこれらの組合若しくは連合会の組合員若しくは所属員である中小企業者（中小事業者である組合員又は所属員にあつては、特定中小事業者であるものに限る。）	
集積区域整備事業の用に供する共同施設又は集積区域組合の組合員等の事業の用に供する施設である土地、建物、構築物又は設備（組合員等の事業の用に供する設備にあつては、組合員等である特定中小事業者等の事業の共同化に著しく寄与する設備又は当該集積区域組合及びこれらの組合員等の出資に基づいて設立された組合員等である会社の事業の用に供するものに限る。）		

十三　地域産業創造基盤整備資金	地域産業創造基盤整備事業を行う特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町村	地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
十四　商店街整備等支援資金	商店街整備等支援事業を行う特定会社、一般社団法人等又は商工会等	商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
十五　地域産業創造基盤整備活性化資金	地域産業創造基盤整備活性化事業を行う特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町村	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
十六　商店街整備等活性化支援資金	商店街整備等活性化支援事業を行う特定会社、一般社団法人等又は商工会等	商店街整備等活性化支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備

第三条に次の三項を加える。

3　前項に規定する中小企業高度化資金の貸付けに係る貸付区分、限度額、利率、償還期限及び据置期間は、次の表のとおりとする。

貸付区分	限度額	利率	償還期限（括弧内に定める据置期間を含む。）
一　小規模事業者貸付け 前項の表第十一号及び第十二号に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が二十人以	貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は設置す	年一・〇五パーセ	二十年以内であつて、知事が適当と認める期限（三年

下（商業又はサービス業（ソフトウエア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者にあつては、常時使用する従業員の数が五人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。）が専有する施設に係る貸付け	るのに必要な資金（以下「設置資金」という。）の百分の九十以内	ント以内であつて、知事が適当と認める期間）
二　広域貸付け 前項の表第六号、第七号及び第九号から第十一号までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が四以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け	設置資金の百分の八十以内。ただし、当該事業が前号に掲げる事業に該当する場合にあつては、設置資金の百分の九十以内	
三　施設再整備貸付け 過去に前項の表第一号から第十二号までに掲げる事業のうちのいずれかの事業を行つた中小企業者が、新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備若しくは既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付け又は同項の表第十一号に掲げる事業を実施した事業協同組合若しくは協同組合連合会が同号に掲げる事業として実施する空き区画等の再整備に係る貸付け	設置資金の百分の八十以内。ただし、当該事業が第一号に掲げる事業又は前項の表第二号に掲げる事業に該当する場合にあつては、設置資金の百分の九十以内	

四　普通貸付け 前項の表第一号から第十二号までに掲げる事業のうち、第一号から第三号までに掲げる貸付け以外のもの又は同項の表第十五号若しくは第十六号に掲げる事業に係る貸付け	設置資金の百分の八十以内。ただし、当該事業が前項の表第二号に掲げる事業に該当する場合にあつては、設置資金の百分の九十以内		
五　災害復旧貸付け 前項の表に掲げる事業のうち、災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであつて、別に定める基準に適合するものに係る貸付け	設置資金の百分の九十以内	無利子	
六　緊急健康被害等防止貸付け 前項の表に掲げる事業のうち、事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであつて、別に定める基準に適合するものに係る貸付け	設置資金の百分の九十以内		

4　前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、無利子とする。

一　第二項の表第五号に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等、合併会社の合併者又は出資会社の出資者の三分の二以上が、製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る

貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

二　第二項の表第七号又は第十一号に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

三　第二項の表第八号に掲げる事業であつて、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第五条第三項に規定する認定振興計画、同法第八条第三項に規定する認定共同振興計画若しくは同法第十条第三項に規定する認定活性化計画に基づき実施する事業又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十条第二項において読み替えて準用する同法第五条第二項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであること。

四　第二項の表第十一号又は第十二号に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

五　第二項の表第一号から第五号まで、第七号、第八号、第十一号又は第十二号に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

六　第二項の表第七号又は第十二号に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号。以下「小売振興法」という。）第四条第一項の規定により認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

七　第二項の表第十一号に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第二項の規定により認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

八　第二項の表第五号に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第三項の規定により認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

九　第二項の表第八号に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第四項の規定により認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る貸付けであること。

十　第二項の表第六号に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第五項の規定により認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであること。

十一　第二項の表第五号、第七号、第十一号又は第十二号に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第五条第二項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

十二　第二項の表第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号又は第十二号に掲げる事業（第五号に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体の行う事業に限る。）のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

十三　第二項の表第七号、第八号又は第十一号に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第八項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第九項に規定する特定事業に係る同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

十四　第二項の表第五号、第七号、第十一号又は第十二号に掲げる事業（第七号に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体の行う事業に限る。）のうち、中心市街地の活性化に関する法律第七条第七項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであること。

十五　第二項の表第一号又は第五号から第十一号までに掲げる事業のうち、中小企業新事業活動促進法第十条第二項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

十六　第二項の表第三号、第五号から第九号まで又は第十一号に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第五条第一項の規定により承認を受けた振興事業計画（以下「承認振興事業計画」という。）に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち七十パーセント以上が承認振興事業計画に記載された中小企業者であること。

十七　第二項の表第二号、第十三号又は第十四号に掲げる事業に係る貸付けであるこ

と。

5　知事は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に対し、機構が施行令第二条第三項に規定する業務を行うために必要な資金を、予算の範囲内で貸し付けることができる。

第三条の二から第三条の九までを削る。

第四条中「中小企業高度化資金等」を「中小企業高度化資金」に改める。

第五条中「中小企業高度化資金等貸付申請書」を「中小企業高度化資金貸付申請書」に改める。

第六条第一項中「中小企業高度化資金等貸付申請書」を「中小企業高度化資金貸付申請書」に改め、同条第三項中「とき」の下に「又は前項各号に掲げる者に該当することが判明したとき」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　知事は、申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、貸付けの決定をしないことができる。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第七条第一項中「中小企業高度化資金等交付請求書」を「中小企業高度化資金交付請求書」に改め、同条第二項中「中小企業高度化資金等」を「中小企業高度化資金」に改める。

第九条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第六条第三項各号に掲げる者に該当しないこと。

第十三条第一項中「第三条から第三条の九まで」を「第三条第三項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「第三条、第三条の二、第三条の四及び第三条の九の貸付金にあつては」及び「、第三条の三、第三条の五から第三条の八までの貸付金にあつては定期償還」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が適当と認める場合には、定期償還又は元金不均等の割賦償還によることができる。

第十五条第四号中「和議、会社整理」を「民事再生」に改め、同条中第十一号を第十

二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「中小企業総合事業団法」を「法」に、「第三号」を「第五号」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　第六条第三項各号に掲げる者に該当することが判明したとき。

第十六条第一項中「第六号、第七号若しくは第九号から第十一号」を「第七号、第八号若しくは第十号から第十二号」に改め、同条第二項中「又は第八号」を「、第六号又は第九号」に改める。

第十七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、同項第四号中「事業計画」を「高度化事業実施計画」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第十八条第二項第一号中「（第二条第三号アに掲げる事業に限る。）」を削り、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　高度化事業実施計画の軽微な変更をするとき。

第一号様式中「中小企業高度化資金等交付請求書」を「中小企業高度化資金交付請求書」に、「奈良県中小企業高度化資金等貸付規則」を「奈良県中小企業高度化資金貸付規則」に改める。

第二号様式中「中小企業高度化資金等貸付金」を「中小企業高度化資金貸付金」に、「奈良県中小企業高度化資金等貸付規則」を「奈良県中小企業高度化資金貸付規則」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　次号に掲げる規定以外の規定　平成二十三年四月一日

二　第六条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第九条の改正規定、第十五条の改正規定（同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える部分に限る。）及び第十六条の改正規定　平成二十三年七月一日

（経過措置）

2　この規則による改正前の奈良県中小企業高度化資金等貸付規則の規定により貸付けの決定を受けた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

3　この規則による改正後の奈良県中小企業高度化資金貸付規則第六条第三項及び第四項、第十五条第六号並びに第十六条第二項の規定は、第一項第二号に掲げる施行の日以後にされる貸付けの申請について適用し、同日前にされた貸付けの申請については、なお従前の例による。